

平成31年度入学者選抜実施要項

広島県立広島商業高等学校

〒730-0847 広島市中区舟入南六丁目7番11号

TEL(082)231-9315 FAX(082)231-9317

I 選抜の趣旨

平成31年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針に従って行い、明確な目的意識を持ち、適性を有する生徒の入学を促進し、本校教育の充実と活性化を図る。

II 課程、学科、入学定員及び通学区域

課程	学科	入学定員	通学区域
全日制	商業	120人	広島県一円
	国際経済	40人	
	会計	80人	
	情報システム	80人	

III 受付(窓口)業務

受付(窓口)業務については、土曜日及び日曜日には実施しない。

受付時間は9時から16時まで(最終日は正午まで)とする。(ただし、12時05分から12時50分を除く。)

IV 選抜(I)(推薦入試)

1 出願資格(推薦基準)

平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者で、次の条件を満たし、中学校長の推薦を受けた者とする。

- (1) 本校、当該学科を志望する動機・理由が明白かつ適切であること。
- (2) 本校、当該学科に対する適性、興味・関心及び学習意欲を有すること。
- (3) 学習成績が良好であること。
- (4) 次の事項のいずれかに該当すること。

ア 文化・スポーツ活動、技能審査等で優れた実績をあげており、**入学後も継続して意欲的に取り組むこと。**

イ 文化・スポーツ活動、生徒会活動等に意欲的に取り組み、入学後も積極的に取り組む強い意志があること。

2 定員

各学科とも入学定員の50%以内とする。

3 出願

(1) 方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、連携型中高一貫教育に関する選抜、併設型高等学校入学者選抜及び併設型高等学校の帰国生徒等の特別入学に関する選抜との併願もできない。

(2) 期間 **平成31年1月18日(金)から平成31年1月23日(水)正午まで**

郵便により提出する場合には、受検票及び志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、平成31年1月22日(火)までに必着するよう提出すること。また、中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①、②及び④の書類に必要事項を記入し、①から④までの書類等を中学校長を経由して本校校長に提出する。

① **入学願書**(様式第1号)

② **入学者選抜願**(様式第2号)及び**受検票**(様式第3号)

③ **入学者選抜料** (2, 200円)

入学者選抜料 (2, 200円) は、納付書により納付する。

「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(全日制) 広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。

※ 納付にあたっては、「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が赤色のもの)の原本を使用し、コピーは使用しないこと。

④ **志望理由書** (様式第6号)

代筆による志望理由書の記入を必要とする志願者については、代筆により記入することができる。ただし、その場合、代筆者氏名及び代筆により記入した理由を明記すること。

(イ) 志願者で、受検にあたって特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学願書に添付すること。

(ウ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

イ 中学校長

(ア) 中学校長は、次の①から⑨までの書類等を(2)の期間内に、本校校長に提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認するとともに、④の書類については、志願者の志望理由の内容について、志願者の意思を確認すること。

① **入学願書** (様式第1号)

② **入学者選抜願** (様式第2号) 及び**受検票** (様式第3号)

入学者選抜料 (2, 200円) を納付していることを確認すること。

③ **推薦書** (様式第5号)

④ **志望理由書** (様式第6号)

⑤ 学校教育法施行規則第78条の規定による**志願者の調査書** (様式第7号)

⑥ **第3学年の全学年の評定(成績評点)一覧表** (様式第9号) 1部

⑦ **評定(成績評点)集計表** (様式第11号) 1部

⑧ **志願者名簿** (様式第13号) 志願者がある学科ごとに2部

⑨ その他本校校長が必要と認めた書類

(イ) 県外からの志願者については、様式第7号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(ウ) 県外等からの出願については、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」の23頁及び24頁の「エ 県外等からの出願」によるものとする。

4 選 抜

(1) 内 容 志願者全員に対して、面接と小論文を実施する。

(2) 実施期日 **平成31年2月1日(金)**

(3) 日 程

ア 集合・諸注意 9:00～9:20

イ 小 論 文 9:30～10:20

ウ 面 接 10:30～

(4) 実施場所 広島県立広島商業高等学校(本校)

(5) 携 行 品 携行品は、受検票、上靴及び筆記用具とする。

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計(計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなし、当該受検者は退室させ、それまでの受検は一切無効とするともに、

その後の受検も認めない。なお、小論文の検査開始前に所持していることがわかった場合には、当該受検者から預かり、検査の受検を認め、その日の検査終了後に返却する。

5 合格者の決定

本校校長が、推薦書、志望理由書、調査書、小論文及び面接等の結果によって総合的に判断して決定する。

6 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 選抜の結果については、本校校長が**平成31年2月6日(水)10時**に、**選考結果通知書**(様式第14号)により中学校長に通知し、**入学許可内定通知書**(様式第15号)により中学校長を経由して入学許可内定者本人に通知する。
ただし、合格者の発表は、選抜(Ⅱ)の合格者とともに、**平成31年3月14日(木)14時**から本校で行う。発表と同時に受検票を確認の上、合格者本人に合格通知書を交付する。
- (2) 入学許可内定者は、**入学確約書**(様式第16号)を中学校長に提出し、中学校長は記載内容を確認の上、**平成31年2月8日(金)正午**までに、本校校長に提出しなければならない。
なお、この日時までに提出がない場合は、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。
- (3) 入学確約書を提出した者は、他の高等学校の学科・コースに出願してはならない。他の高等学校の学科・コースに出願したことが判明した場合は、入学許可の内定を取り消すものとする。

7 その他

選抜の結果、入学許可内定者とならなかった者が、選抜(Ⅱ)、帰国生徒等の特別入学に関する選抜又は選抜(Ⅲ)を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

V 選抜(Ⅱ)(一般入試)

1 出願資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者が出願できる。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 平成31年3月に中学校を卒業する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 平成31年3月に学校教育法施行規則第95条第1号又は第2号に規定する課程を修了する見込みの者
- (5) 日本国内において、外国人学校の教育により9年の課程を平成31年3月31日までに修了又は修了する見込みの外国人で平成31年3月31日までに満15歳以上に達する者

2 定員

各学科とも入学定員から選抜(Ⅰ)に係る入学確約書を提出した者の数を除いた人数とする。

3 出願

(1) 方式

志願者は、公立の二つ以上の高等学校、課程、学科・コースを併願することができない。また、選抜(Ⅱ)と同日に実施する帰国生徒等の特別入学に関する選抜及び特別支援学校高等部入学者選抜一次募集との併願もできない。

学科の志望は第3志望まで記入することができる。ただし、第2希望、第3希望のない場合は、入学願書(様式第1号)の当該「志願学科・コース」欄は空欄とする。

(2) 期間

ア 入学願書 **平成31年2月13日(水)から平成31年2月18日(月)正午まで**

出身中学校長が郵便により提出する場合には、志願者名簿1部を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、**平成31年2月15日(金)**までに必着するよう提出すること。

イ 入学者選抜願 **平成31年2月20日(水)から平成31年2月22日(金)正午まで**

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合にのみ認める。その場合においては、受検票を返送するための封筒(簡易書留郵便等に必要な料金分の郵便切手を貼ること。)を同封の上、簡易書留郵便により、**平成31年2月21日(木)**までに必着するよう提出すること。

ウ 調査書等 平成31年2月20日(水)から平成31年2月25日(月)正午まで

出身中学校長からの郵便による提出は、志願変更を全く行わない場合のみ認める。その場合においては、簡易書留郵便により、平成31年2月22日(金)までに必着するよう提出すること。

なお、いずれの場合も、出身中学校長は郵送後、電話により速やかに本校校長に郵送した旨の連絡を行うこと。

(3) 手続

ア 志願者

(ア) 志願者は、次の①及び②の書類に必要事項を記入し、①から③までの書類等を出身中学校長を経由して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①の書類及び卒業証明書を(2)のアの期間内に、②及び③の書類等を(2)のイの期間内に、本校校長に直接持参により提出するものとする。

① **入学願書** (様式第1号)

② **入学者選抜願** (様式第2号) 及び**受検票** (様式第3号)

③ **入学者選抜料** (2,200円)

入学者選抜料(2,200円)は、納付書により納付する。

「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料納付書」により納付書に記載された広島県指定金融機関等で納付した際に受け取る「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料領収控」(領収印のあるもの)を入学者選抜願(様式第2号)に貼る。

※ 納付にあたっては、「(全日制)広島県立高等学校入学者選抜料納付書」(上部が赤色のもの)の原本を使用し、コピーは使用しないこと。

(イ) 志願者で、英語の実音聴取による受検が困難な者、拡大した学力検査用紙を必要とする者、点字検査用紙を必要とする者、中学校在学中に英語を履修しなかった者、代筆による解答を必要とする者、その他の特別措置を希望する者については、次の手続によること。

a 点字検査用紙を必要とする者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を平成30年12月3日(月)までに県教育委員会に提出し許可を得る。

b a以外の特別措置を希望する者については、入学者選抜に関する特別措置願(様式第4号)を入学者選抜願に添付する。

(ウ) 志願者で、不登校等特別の事情のある者は、自己申告書(様式第18号)を本人が記入し提出することができる。

なお、中学校卒業見込者及び卒業後5年以内の者については、封をした上で、出身中学校長に提出するものとする。中学校卒業後5年を超える者については、入学者選抜願とともに、(2)のイの期間内に本校校長に直接持参により提出するものとする。

(エ) 県外等からの出願許可を受けた者は、その許可書を入学願書に添付すること。

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、次の①及び②の書類を(2)のアの期間内に、③の書類等を(2)のイの期間内に、本校校長にそれぞれ提出する。

なお、提出にあたっては、志願者の提出した①及び③の書類の記載事項等に誤りのないことを確認すること。

① **入学願書** (様式第1号)

② **志願者名簿** (様式第13号) 志願者のある学科ごとに2部提出する。

③ **入学者選抜願** (様式第2号) 及び**受検票** (様式第3号)

入学者選抜料(2,200円)を納付していることを確認すること。

(イ) 出身中学校長は、次の①から③までの調査書等を作成し、(2)のウの期間内に本校校長に提出する。ただし、平成30年3月以前の卒業者については、②及び③の書類は提出しなくてよい。

① 学校教育法施行規則第78条の規定による**志願者の調査書** (様式第8号)

② **第3学年の全学年の評定(成績評点)一覧表** (様式第10号) 1部

③ **評定(成績評点)集計表** (様式第12号) 1部

(ウ) 出身中学校長は、志願者から自己申告書が提出された場合、これを調査書等とともに、(2)のウの期間内に本

校校長に提出する。

(エ) 県外からの志願者については、様式第8号に記載する内容をすべて含む場合に限り出身中学校の所在する都道府県教育委員会が定めている調査書の様式によって提出することができる。

(オ) 県外等からの出願については、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」の29頁及び30頁の「オ 県外等からの出願」によるものとする。

4 志願者数の公表

本校志願者数の公表については、次のとおり本校の玄関への掲示及び本校ホームページへの掲載により行う。

本校ホームページURL <http://www.hiroshima-ch.hiroshima-c.ed.jp/>

- (1) 平成31年2月18日(月) 正午現在の志願者数を同日16時に公表する。
- (2) 平成31年2月20日(水) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、平成31年2月21日(木) 16時現在の志願者数を同日16時30分に、平成31年2月22日(金) 正午の志願者数を同日16時にそれぞれ公表する。

5 志願変更

志願者は、1回に限り志願した高等学校、課程又は学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)の志願変更を次により行うことができる。なお、入学願書の取下げ後、当初志願した高等学校の同じ課程の同じ学科(普通科におけるコース及び同一学科内の学科を含む。)に再び出願することはできない。また、入学者選抜願の提出後は入学願書の取下げはできない。(「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」29頁オの(ア)のeにより県外等から入学願書を提出する者が、平成31年2月18日(月)正午までに入学願書が提出できなかった場合は、志願変更はできない。) 中学校卒業後5年を超える者については、次の(2)の手続は、出身中学校長を経由せずに行うこととする。

(1) 期 間

次の期間内に入学願書の取下げ及び再提出を行う。

平成31年2月20日(水) から平成31年2月22日(金) 正午まで

郵便による取下げ(本校からの返却)及び再提出はできない。

(2) 手 続

ア 志願者

(ア) 志願変更を希望する者は、**志願変更願**(様式第19号)に必要な事項を記入し、出身中学校長に提出する。

(イ) 再提出をする者は、出身中学校長を経由して返却された入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」30頁オの(ウ)のbにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)の高等学校名等変更すべき箇所を訂正(朱書)し、3の(3)のaの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(ウ)「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」30頁オの(イ)により選抜(I)と同一の高等学校に入学願書を提出した後、選抜(I)と異なる高等学校に志願を変更する場合には、出身中学校長意見書、保護者及び志願者の住民票記載事項証明書を入学願書に添付し、3の(3)のaの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(エ)「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」30頁オの(ウ)のaにより入学願書を提出した後、選抜(I)と異なる高等学校に志願を変更する場合には、県外等からの出願許可書の写しを入学願書に添付し、3の(3)のaの手続に準じて、所定の期間内に出身中学校長に提出する。

(オ)「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」29頁オの(ア)の県外等からの出願許可を受けて志願先高等学校へ入学願書を提出した後、志願変更を希望する者が、当初許可を受けた際の住所を変更する場合には、平成31年2月20日(水)正午までに必要書類を当該教育委員会へ提出し、改めて教育委員会の許可を受けなければならない。

イ 出身中学校長

(ア) 出身中学校長は、志願者から提出された**志願変更願**(様式第19号)の記載事項に誤りがないことを確かめて、本校校長にこれを提出し、志願変更をする者の入学願書(県外等からの出願許可により出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書(「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」30頁オの(ウ)のbにより出願している場合にあっては、県外等からの出願許可書の写し)を含む。)を受け取り、志願変更をする者に

返却する。

(イ) 出身中学校長は、再提出された入学願書（県外等からの出願許可により出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書（「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」30頁オの（ウ）のbにより出願している場合にあつては、県外等からの出願許可書の写し）を含む。）を、3の（3）のイの手續に準じて、所定の期間内に本校校長に提出する。

6 選 抜

(1) 内 容 一般学力検査を次の期日・教科・時間割で、志願者全員に対して実施する。

なお、受検者は、両日とも8時50分までに本校に登校すること。

月日	時限	第1時限	第2時限	第3時限
	8:50~9:20	9:30~10:20	10:40~11:30	11:50~12:40
3月6日(水)	集 合 点 呼 注 意	国 語	社 会	数 学
月日	時限	第1時限	第2時限	
	8:50	9:00~9:50	10:10~11:00	
3月7日(木)	6日の教室に 集合	理 科	英 語	

(2) 場 所 広島県立広島商業高等学校（本校）

(3) 携 行 品 携行品は、受検票、上靴及び筆記用具とする。

検査場内の各自の席には、受検票、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、定規（分度器のついたもの、三角定規は不可）、時計（計算機能又は英和英機能付きのもの等は不可）のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなし、当該受検者は退室させ、それまでの受検は一切無効とするとともに、その後の受検も認めない。なお、第1時限の検査開始前に所持していることがわかった場合には、当該受検者から預かり、検査の受検を認め、その日の検査終了後に返却する。

(4) 面 接 中学校過年度卒業の志願者については、平成31年3月7日（木）一般学力検査終了後に面接を行う。

7 合格者の決定

本校校長が、本校入学者選抜の実施内容に基づき、出身中学校長から提出された調査書と一般学力検査の結果を資料とし、総合的に判断して合格者の決定を行う。また、志願者から**自己申告書**（様式第18号）が提出された場合は、これを資料に加えて、総合的に判断して決定する。

8 合格者の発表

平成31年3月14日（木）14時に本校に掲示するとともに、本校ホームページに掲載する。

合格者の発表に関しての電話による問い合わせには応じない。

本校ホームページURL <http://www.hiroshima-ch.hiroshima-c.ed.jp/>

ホームページへの掲載期間は、**平成31年3月14日（木）14時から平成31年3月15日（金）正午**までとする。

発表と同時に本校において、受検票を確認の上、合格者本人に合格通知書を交付する。

合格通知書受取期間は、**平成31年3月14日（木）14時から平成31年3月15日（金）11時30分**とする。

合格者は、「**請書**」を**平成31年3月15日（金）正午**までに本校校長に提出すること。

9 繰上げ合格を実施する場合の受検生への連絡の時期及び方法

合格者発表の後、入学辞退による欠員が生じた場合、繰上げて合格者を決定する場合がある。

なお、その場合には、**平成31年3月15日（金）15時**までに、出身中学校長を経由（中学校卒業後5年を超える者を除く）して受検者本人に連絡する。当該入学の意思が確認できた受検者は、本校において、すみやかに所定の手続きをとらなければならない。この手続きの期限は、**平成31年3月15日（金）16時50分**までとする。

10 やむを得ない事由による欠席者の取扱い

検査当日の特別措置によっても対応できず、やむを得ず選抜（Ⅱ）を欠席した者のうち、欠席した事由が次の表に該当

し、本校校長が審査し正当と認めた場合に限り、追検査を受検することができる。

	事 由
大規模災害による罹災等	○ 検査当日の風水震災火災その他の非常災害による交通遮断等。
疾病	○ 学校保健安全法施行規則第18条において学校において予防すべき感染症に指定されている疾病等。

なお、大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書により確認する。

(1) 手 続

ア 志願者

追検査の受検を希望する者は、次の①の書類に必要事項を記入し、①及び②の書類を出身中学校長を經由して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後5年を超える者については、①及び②の書類を本校校長に原則保護者が直接持参により提出するものとする。

- ① **追検査受検願** (様式第20号)
- ② **大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書**

イ 出身中学校長

出身中学校長は、次の①から③の書類を平成31年3月8日(金)正午までに原則として持参により本校校長に提出する。

なお、提出にあつては、志願者の提出した①及び②の書類の記載事項等に誤りがないことを確認すること。

- ① **追検査受検願** (様式第20号)
- ② **大規模災害による罹災等にあつてはやむを得ず受検できなかった理由が証明できる書類、疾病にあつては検査当日の医師の診断書**
- ③ **追検査受検願提出者名簿** (様式第21号)

出身中学校長は、本校校長より交付を受けた**追検査受検承認(不承認)通知書**(様式第22号)を追検査受検希望者に交付する。

(2) 選 抜

ア 検査方法 追検査希望者に対して、面接と小論文を実施する。

イ 実施期日 平成31年3月12日(火)

ウ 集合及び開始時刻

(ア) 集合・諸注意 13:30~13:40

(イ) 小 論 文 13:50~14:40

(ウ) 面 接 14:50~

エ 実施場所 広島県立広島商業高等学校(本校)

オ 携 行 品 携行品は、受検票、追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)、上靴及び筆記用具とする。検査場内の各自の席には、受検票、追検査受検承認(不承認)通知書(様式第22号)、鉛筆、鉛筆削り、消しゴム、時計(計算機能又は英和和英機能付きのもの等は不可)のほかは携行できない。また、これらについても、検査問題の解答上有利と考えられるものは使用できない。

万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話など持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなし、当該受検者は退室させ、それまでの受検は一切無効とする。とともに、その後の受検も認めない。なお、小論文の検査開始前に所持していることがわかった場合には、当該受検者から預かり、検査の受検を認め、その日の検査終了後に返却する。

(3) 合格者の決定

本校校長が、本校入学者選抜の実施内容に基づき、出身中学校長から提出された調査書、小論文、面接の結果を資料とし、総合的に判断して合格者の決定を行う。また、志願者から**自己申告書**(様式第18号)が提出された場合は、こ

れを資料に加えて、総合的に判断して決定する。合格者は選抜（Ⅱ）の定員に含めて決定する。

(4) 合格者の発表

平成31年3月14日（木） 14時に本校に掲示するとともに、本校ホームページに掲載する。

11 帰国生徒等の特別入学に関する選抜

入学の定員は2名以内とする。なお、出願資格・調査書・出願及び選抜方法・期日・場所等については、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」39頁4による。

12 その他

選抜の結果、合格者とならなかった者が、選抜（Ⅲ）を受検する場合は、改めて所定の手続をしなければならない。

VI 選抜（Ⅲ）（二次募集）

選抜（Ⅲ）の実施の有無については、平成31年3月18日（月）10時、本校に掲示して公表する。

なお、実施する場合には、「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」36頁3に従って実施する。合格者の発表は平成31年3月25日（月）10時、本校に掲示する。

VII 選抜（Ⅱ）の結果に係る簡易開示

1 開示対象

選抜（Ⅱ）における一般学力検査の結果及び調査書の評定

2 開示内容

- (1) 一般学力検査における各教科の得点及び合計
- (2) 調査書における必修教科の各教科・各学年の評定、計及び合計

3 開示請求対象者

選抜（Ⅱ）の受検者のうち不合格者（本人及びその法定代理人）

4 本人等であることの確認

「平成31年度広島県公立高等学校入学者選抜実施要項」別表第2（96頁）に示す書類の提示により確認する。
なお、選抜（Ⅱ）の受検票は本人を確認する書類のひとつになるので、受検終了後も大切に保管しておくこと。

5 開示期間

平成31年3月25日（月）から平成31年4月24日（水）までとする。

（ただし、日曜日、土曜日及び学校が定める振替休日等を除く。）

受付時間は原則として9時から16時までとする。（ただし、12時40分から13時25分までを除く。）

6 開示場所

本校校長室

7 開示手続

- (1) 請求者は、本人等であることを確認する書類を持参の上、本校において口頭で開示の請求をする。
- (2) 本校校長は、上記書類により請求者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示する。